



# 鳥取県公報

平成 29 年 7 月 7 日 (金)  
第 8 9 1 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (467) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (468) (東部福祉保健事務所) . . . . . 2
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (469) (〃) . . . . . 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (470) (農地・水保全課) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (471) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (472) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (473) (〃) . . . . . 3
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出 (住まいまちづくり課) . . . . . 3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
株式会社デマンド	米子市皆生新田一丁目7-41	まごころ訪問看護ステーション	米子市皆生新田一丁目7-41	平成29年4月17日

## 鳥取県告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人サンワーク	鳥取市商栄町403-1	一般社団法人サンワーク	鳥取市商栄町403-1	就労継続支援 B 型	平成29年7月1日

## 鳥取県告示第469号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
一般社団法人サンワーク	鳥取市商栄町403-1	一般社団法人サンワーク	鳥取市商栄町403-1	就労継続支援 A 型	平成29年6月30日

## 鳥取県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江白浜土地改良区の定款の変更を平成29年7月3日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第471号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月7日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
医療法人誠医 会	訪問看護ステー ション大栄	東伯郡北栄町瀬戸 53-2	平成29年6月 27日	平成29年7月 31日	介護予防訪問 看護

**鳥取県告示第472号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又 は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の所 在 地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 J I N	訪問看護ステーション 仁	米子市目久美町22-5	平成29年7月3日	訪問看護

**鳥取県告示第473号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又 は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の所 在 地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 J I N	訪問看護ステーション 仁	米子市目久美町22-5	平成29年7月3日	介護予防訪問看 護

**公 告**

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成29年7月7日から平成29年9月7日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成29年9月7日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 大規模店舗の名称

(仮称) ドラッグコスモス上井店

- 3 大規模店舗の敷地の所在地  
倉吉市伊木274 外
- 4 大規模店舗の用途  
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積  
2,058平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成29年9月28日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）  
鳥取県中部総合事務所地域振興局中部振興課（倉吉市東巖城町2）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年7月7日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成29年8月9日 午前10時00分から 午後3時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の 各警察署の管内に居住する 者
経験者講習		平成29年8月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	”	”

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑